

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2870号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

福寿草



政 策
フオーラム
情 報
随 想

消費者の安心・安全確保のための地域体制の在り方で報告書	2
～消費者庁意見交換会・小谷理事が参加～	
みんなで築く活力あるまちづくりへ	
『知のネットワークづくり』と『地区別まちづくり計画』～北海道東神楽町～	(6)
復興たより 町に復興のシンボルを～宮城県利府町～	(10)
町村Navigator	(11)
再生可能エネルギーの町の創造に向けて	(12)
岩手県軽米町長 山本 賢一	

コラム

小さな村の物語 イタリア

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

BS日テレの土曜日夜の連続番組に「小さな村の物語 イタリア」がある。2007年開始の番組も本紙発行日には第109回目(2014年2月2日放映)となる。日テレのHPにはイタリア地図に全ての取材場所が落とされている。毎回欠かさずというわけにはいかないが、録画も含めてよく見る。番組紹介のHPの紹介欄の一部を抜き書きすると、「先人たちが築き守ってきた伝統や文化を誇りに思いながら生きる。人間本来の暮らしが息づく『小さな村』が今、注目されています。古き良き歴史と豊穡の大地を持つイタリアで、心豊かに生きる人たち。美しく暮らす。美しく生きる」とはどういうことなのか。私たちが忘れてしまった素敵な物語が、小さな村で静かに息づいています。とある。毎回、息を呑む美しい村々と暖かな家族生活が描かれている。心が落ち着く。

小学生が登校時に町長室に行き学校で発表する資料をコピーしてもらっているし、郵便配達人がほぼ全戸に新聞も配り住民の安否確認の役をしている。ヨーロッパの小さな町村を描いた良心的番組はこれ以外にもBS放送に結構多い。

イタリア、スイス、ドイツ、そしておそらくフランスも、なぜ小さな村が美しいのか。住民が手作りでできる範囲の権限と、選ばれるべくして選ばれる町村長の意義は大きい。日本では、広域合併により廃止された町や村の区域には疲弊の著しい所もある。合併で消滅した市の区域でさえそうである。日本の小規模自治体には仕事が多すぎる。事務処理のため合併するしかない状況に追い込まれているようにも見える。ヨーロッパの小さなまちの役場の権限は少ないし、開庁時間も短い。代わって広域行政組織が良く動く。

昨年の秋、台湾の最南部、高雄市や屏東(ピントン)県庁を訪れた。台湾の、直轄市を除く市町村では、県が固定資産税の賦課徴収をしている。実際、日本の地方税法が求めている全市町村独自の賦課徴収(例外あり)や、同一市町村の中でも各課係が縦割で徴収するのは不効率きわまりない。身近な自治や分権改革を言うのであれば、権限配分のあり方、広域行政組織の本当の活性化を改めて考えるしかない。さらにつまづめれば人事制度改革なくしては何も前に進まないだろう。考えるべきことは途方もなく多い。住民の意識改革という、不可能にもみえる大作業が前提であるが。

◎写真キャプション◎

初春に黄色い花を咲かせる福寿草(ついでに元日草、朝日草)とも呼ばれる、春を告げる花。雪消を待ちながらも、花弁を使っで日光を集め、その熱で虫たちを誘引するという。江戸時代には100以上の園芸品種が作られたものの、明治時代以降その数を減らし、現在は40品種ほどが残る。

政策解説

消費者の安心・安全確保のための 地域体制の在り方で報告書

～消費者庁意見交換会・小谷理事が参加～

消費者庁は、高齢者や単身世帯における消費者被害が増大していることを踏まえ、トラブルを未然に防止するための地域体制の在り方を議論する有識者による「意見交換会」を昨年10月に設置、4回の議論を経て12月下旬に報告書をまとめた。同意見交換会には、本会から小谷隆亮理事（茨城県町村会長・大洗町長）が構成員として議論に参加し、地方消費者行政の重要性と推進を主張した。

同報告書では、高齢者被害防止の観点から、福祉、教育、消防、警察等の公的な機関のほか、消費者団体や民間福祉事業者、町内会や商店など民間事業者等が連携した地域ネットワークの構築を提言している。

また、地方公共団体の消費者行政担当職員が調整役となって庁内関係部署間の連携を図ることや、消費生活相談員の法的資格を創設することなどを提言している。

政府は、報告書を受け、今通常国会に新たな法案の提出を予定している。

1. 消費者問題の現状

高齢化や単身世帯化など消費者をめぐる社会経済状況の変化や、悪質商法の手口の巧妙化により、消費者被害が増加している。「平成25年版消費者白書」によれば、高齢者からの相談件数は、平成19年度の15万4,000件から24年度の20万7,000件と大きく増加している。この増加は高齢者人口の伸び以上にあって

いる。また、相談1件あたりの契約・購入金額等の平均金額も10年前に比

べ約2倍に増加している。さらには、これまで被害にあった高齢者等が再びむわれ被害にあう「二次被害」も増加傾向にある。この背景には、困ったときに頼れる人がいない一人暮らしの高齢者の存在がある。今後、高齢化や単身世帯化等の進展に伴い、高齢者が標的とされるケースの増加が予測され、消費者トラブルの一層の深刻化が見込まれる。

高齢者の場合、自分が被害にあっていることを認識していないケースや、被害にあっても、それを恥じた

暮らしで相談相手がいないケース等、被害が表面化しにくく、周囲が気付くことが遅れることも指摘されている。

2. 地方消費者行政の現状

地方消費者行政は、平成21年に施行された消費者安全法によって、国・地方公共団体の責務が明確化され、市町村には消費生活相談等の事務の実施が義務付けられている。（第8条2項）その内容は、①消費生活相談・あつせん、②情報収集・提供、③都道府県との情報交換等で、平成25年4月1日現在で消費生活相談窓口を設置している市区町村は、1,627団体で全体の94.5%となっている。

また、市町村はその設置が努力義務とされている消費生活センター（都道府県は必置）の設置状況は、同年4月1日現在で市区町村全体の42%、745団体が設置済みとなっている。このうち、市区部では全市区の約7割が設置しているのに対し、町村部は全町村の2割程度となっている。消費生活センターについては、①消費生活相談員の配置、②電子処理組織等（P-ONEET等）の具備、③週4日以上の開所が

政 策

設置要件となっており、市町村単独の設置だけでなく広域連携による設置も増加傾向にある。

地方消費者行政については、消費生活相談体制の整備が進んでいない地域や、消費生活相談の質に格差が見られること、また、消費生活センター等に消費者被害に会いやすい者等に関する情報があるものの見守る体制がなく、増大する消費者被害への対応が困難な状況にある。

3. 「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」の議論

高齢者を中心とした消費者被害の状況を踏まえ、消費生活センター等と関係機関等とが消費生活相談等で得られた情報を共有し、消費者安全の確保のための活動にその情報を利用できるような見守りのネットワークの構築が不可欠となる。その際、情報の利用に対する保全策を講じることや、国、都道府県及び市町村の役割を明確にし、消費生活相談の質を担保する仕組みが必要となる。このため、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営めるよう、消費生活相談等により得られた情報の利用による消費生活安全の確保のため『地域体制の在り方』について意

見交換を行い、法的な整備を含めた対応策を検討する」ためとして、平成25年10月に「消費者の安全・安心確保のための『地域体制の在り方』に関する意見交換会」(座長・大森彌東京大学名誉教授)が設置された。本会からは、小谷隆亮理事(茨城県大洗町長)が委員として参画した。

意見交換会では、①消費生活相談等により得られた情報の集約等及び関係機関等への提供に関する、国及び地方公共団体の役割、②消費生活センター等と地域の関係機関等との見守りのネットワークの構築、役割、③消費生活相談等により得られた情報の利用と保全のための制度の在り方、④消費生活センターの役割と体制の在り方(消費生活相談員資格制度の在り方等)、⑤消費生活相談等の事務の実施に関する国・都道府県・市町村の役割と責務等について検討がなされた。

本会から参加した小谷理事は、「犯罪を未然に防ぐため、自治会や町内会などの地域コミュニティの強化を図っているが、自治会の加入率が低下している。このため、防災組織など比較的参加意識の高い仕組みを活用することで、被害等を未然に防ぐ環境が整つのではないか」と述べた。また、市町村の取組に対しては「もっと

積極的に取り組むべきであり、そのための環境整備が必要」と主張した。意見交換会は10月の発足から4回の議論を経て、昨年12月下旬に報告書をまとめた。

4. 地域体制づくりのための方策

報告書は、消費者を取り巻く現状と地方消費者行政の果たす役割に鑑み、消費者の安全・安心を確保する観点から、①消費者トラブルに対して、迅速かつ適切に対応し、消費者である住民にとって必要な行政サービスを総合的に提供できるよう、消費生活相談員及び消費者行政担当職員の配置等の体制を強化すること、②消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止が可能な地域体制づくりを目指すことが重要であるとした。

その具体的な方策として、(1)地域ネットワークの構築、(2)消費生活相談情報等情報の活用に向けた基盤整備、(3)消費生活相談体制の強化、(4)消費者行政担当職員及び消費生活相談員の確保と資質向上を柱として、以下のような趣旨で提言している。

(1) 地域ネットワークの構築

地域ネットワークへの参加が期待される関係部局としては、医療、保

健、福祉、教育、防災、消防、警察などが挙げられ、地域の関係団体としては、消費者団体、介護サービス事業者などの福祉や医療関係の事業者団体、町内会などの地縁団体、商店街やコンビニ、宅配事業者、金融機関等の地域の事業者・団体、弁護士や司法書士等の専門家、民生委員、ボランティアなどが挙げられる。

効果的・効率的に地域ネットワークを構築するためには、それぞれの地域の実情等を踏まえた柔軟な方法を可能にすることが前提となる。このため、地域ネットワークの構築を地方公共団体に義務付けるのではなく、現状における制度的な隘路の解消を図るなどの環境整備を進め、積極的な地域の取組を後押しし、事例を積み重ね、それを全国的に共有し、水平展開を図ることで、地域ネットワークの構築を推進することが望ましい。

この点については、「意見交換会」においても、東京都足立区の「孤立ゼロプロジェクト」や静岡市の「高齢者見守りネットワーク」の事例等が紹介された。両者の事例に共通するのは、地域包括支援センターとの連携を構築するなど、高齢者との接触機会の多い福祉分野との関係強化を図っていることが挙げられる。

政 策

①「消費者安全の確保のための地域協議会」の設置

消費者の安全を確保するための地域ネットワークを持続可能なものとするため、都道府県及び市町村が「消費者安全の確保のための地域協議会」を任意で設置できるよう法律で規定すべきである。ただし、協議会の運営は地方公共団体の判断によることとし、構成機関等については、協議会を設置する地方公共団体の関係部署のほか、国の機関や地域関係団体を含めることが考えられる。また既存のネットワークの活用や活動に隙間が生じないよう地方公共団体間で連携して取り組むことが望ましい。

例えば、地方公共団体が保有する名簿や民間団体が把握している情報、消費生活相談を通じて得られた情報については、それぞれの関係機関が情報を共有することで、地方公共団体において見守り対象者を特定し、対象者の特性に応じた対応ができるようにすることも考えられる。また、協議会に参加する構成機関等が、本来の業務を通じて把握した情報を、速やかに消費生活センターに連絡できるように制度が必要である。この場合、入手した情報が本来目的を超え、個人情報保護に関する法制を整備することが必要である。

また、単独の市町村では専門的な消費生活相談への対応が困難な場合や、地元市町村では顔見知りが多くて相談できない、といった消費者の感情に配慮する必要がある場合等、事情に応じ複数の市町村が連携した相談体制を構築できるよう配慮すべきである。

③民間委託の在り方
消費生活相談の事務の民間団体への委託については、専門性の高いその能力を活用するという観点から行われるべきであるが、受託者に守秘義務を課すことや、最低限求められる全国一律の制度的要件を明示すべきである。

②消費生活サポーターの育成と活動の活性化
消費者が安全な消費生活を営めるような地域づくりのため、消費生活サポーター（消費生活協力員）消費生活協力団体を育成することが必要である。この担い手としては、団塊の世代の退職者等の地域住民を担い手して確保することが考えられる。

②PIONEERによる消費生活相談情報等の共有
事実上消費生活センターの設置要件となっている、「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIONEER）」については、その実態に鑑み位置付けを明確にし、また、消費生活センター等で扱う情報を適切に保全するための措置を講じる必要がある。

また、都道府県による技術的な援助や市町村における相談体制の広域化によっても、なお、市町村における消費生活相談等を実施することが困難な場合等において、都道府県が、当該市町村に代わってその事務を行うことができるようにし、市町村の機能を補完する必要がある。ただし、その際には、関係する市町村の意見を聞いた上で判断する等、独力で消費生活相談体制を整備した市町村に不公平が生じないように配慮する必要がある。

④消費生活相談員及び消費者行政職員の確保と資質向上
①地方公共団体の消費者行政担当職員の役割の重要性
地方消費者行政を強化する上で、消費者行政担当職員が重要な役割を果たす。具体的には、
・消費者相談窓口の周知のため広報媒体の活用や庁内連携の推進
・都道府県や市町村間の連携
・地域の関係機関との連携
などがある。
このような消費者行政担当職員の役割を明確にした上で、その確保と資質向上を図るため、担当職員向けの研修カリキュラムの整備や、国民生活センターや都道府県等による研修など積極的な支援策を講じていくことが重要である。

(2)消費生活相談等情報の活用に向けた基盤整備

①消費生活相談等情報に関する法的整備

見守りの対象者に対する情報、例

(3)消費生活相談体制の強化

①庁内連携と広域連携の推進
地方公共団体においては、消費者

行政担当職員が調整役となって、医

療、保健、福祉、教育、税務といった関係部署との庁内連携を図り、包括的に対応すべきである。

現行法制上、消費生活相談員は消

政 策

費生活センターの設置要件として規定されているのみで、その法的位置付けは不明確なままである。このため、消費者が安心して相談できるよう、地方公共団体において消費生活相談等を行う者としての「消費生活相談員」一職を法律に位置付けることが適当である。

また、消費生活相談員については、現在、「消費生活専門相談員」(独国民生活センター)、「消費生活アドバイザー」(一財)日本産業協会)、「消費生活コンサルタント」(一財)日本消費者協会)の3種類の資格が存在している。これらの資格については、いずれも試験または講習のみで資格が付与されることや、コミュニケーション能力が十分であったり、実務を知らずに資格が付与される等の課題が指摘されている。

このため、消費生活相談員に必要な知識や技術等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付けることが適当である。なお、現在の3つの資格については、消費生活相談員の任用要件として規定し、その資格保有者が引き続き消費生活相談業務を担えるよう円滑な移行措置を講じることが求められる。

③実務経験を積んだ人材の配置
都道府県が、市町村に対する消費

生活相談に関する助言や共同処理等の実効性を担保するため、市町村への助言・協力をを行う職として、一定の実務経験と資格試験合格者の中から「特定消費生活相談員(仮称)」として任用し、都道府県に配置するものとする。

④雇い止めの見直しと処遇の改善
消費生活相談員が日々の研鑽と消費生活相談対応で獲得した知識や技術、経験を生かすため、地方公共団体においては、消費生活相談員の雇い止めを見直すこと。また、その職務に見合った適正な処遇が講じられるとともに、資質や実績等が適切に評価されることが求められる。

消費者庁では、報告書を受け、関係法案を今回国会に提出する等、提言内容の実現に向けた取組を進めている。

◎ 町村週報のご購読 ◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

町の概要

人口約35万人を擁する道北の中心都市旭川市に接し好立地環境にある東神楽町は、先端医療をはじめ高等教育、金融経済、道路交通など様々な都市的機能を受受できる利便性の高い町です。面積は68・64平方キロメートルと



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

みんなで築く活力ある
まちづくりへ
『知のネットワークづくり』と
『地区別まちづくり計画』

小さな町ですが、人口は10、050人(平成25年12月末)で、旭川市のベッドタウン化が進んでいると言えます。本町を含めたこの上川盆地一帯は、良質で食味の良なお米が作られる屈指の米どころとしても広く知られています。また、施設園芸作物と組み合わせられた複合型農業も盛んです。

東神楽町は、平成元年から本格的な大規模宅地開発に着手し、今日まで飛躍的に人口を伸ばして来ました。約5、700人だった平成2年の人口が、平成12年には8、000人台、平成15年には9、000人を超え、明治27年の開拓から数え120年を迎えた昨年10月には初めて、1万人に到達しました。また町内には、昭和41年に開港した道北の空の玄関である旭川空港が所在しており、首都圏はもとより台湾などアジア圏とつながる国際路線も通年運航しています。



ひがし かぐ ら ちょう
北海道 東神楽町

△四季折々の花が植栽されたひじり野公園

フォーラム

このほか、本町は『花のまち』として全国的に知られています。平成12年の「全国花のまちづくりコンクール」では国内最優秀賞に輝き、それまでも幾多の成果を収めてきました。翌年には、カナダで開催された国際コンクールに日本を代表する自治体として参加するなど、昭和30年代後半から半世紀をかけ、暮らした生活環境に花を取り入れた運動の成果が大きく開花、結実した瞬間でした。現在も、町のシンボルまた価値ある財産として、潤いある景観づくりに活かされ来訪者の心を捉えています。

旭川大学との連携による包括協定『知のネットワークづくり』

近年、行政や地域の課題は複雑化・多様化しており、その課題解決に向けた一つの方策として、貴重な知的・人的・物的資源や機能を有した大学との連携による地域の活性化が期待されています。

一方、大学においても少子化による学生数の減少のほか、大学改革をめぐる動きの中で厳しい競争と経営環境におかれ、積極的な地域貢献や地域と連携・協力した大学運営が求められています。

東神楽町では大学や研究機関等と連携して「知のネットワークづくり」という新たな活力や知恵を取り入れたま

ちづくりを進めるため、旭川大学との調整を進め、お互いのさまざまな資源や機能を活用する中で、教育・産業・福祉などの分野において協定を締結し、連携・協力していくこととしました。

①連携・協力の経緯

東神楽町が最初の連携・協力の相手として旭川大学を選定した理由は、以前から学長とのあいだに親交があり信頼関係が結ばれていたこともありすが、旭川大学は隣市の旭川市に所在する地元の大学ということで、本町はもとより、圏域の現状や課題を充分把握し、理解していることなどによります。また、距離的に「近い」ということは、連携・協力を進めるにあたり、人的・物的な資源の移動など、時間やコストの面から考えて大きなメリットがあります。

旭川大学には2学部（経済学部、保健福祉学部）3学科のほか、大学院、短期大学部、地域研究所等があり、広範な分野での連携・協力が可能ということもあり、協定締結に先立ち、連携・協力が想定できる具体的な事業案について、職員からアイデアを募集するとともに、庁内に関係7課によるプロジェクトチームを立ち上げ、事業案や協定内容について調整・推進することとしました。

プロジェクトチームでは、当面実施可能な事業の5つの柱として、(1)大学

◁協定書調印式▶山本進町長(右)山内亮史旭川大学長(左)



の教授等を町の事業の講師として招聘する。(2)大学の教授等を町の各種審議会・アドバイザー等として委嘱する。(3)大学の学生との連携・交流を進める。(4)大学の学生の実習等の受け入れ及び学習の場を提供する。(5)大学の研究活動への協力及び連携を図ることを掲げ、旭川大学と協議を進める中で基本合意に達しました。

協定書調印式は、平成24年8月21日に町関係者や旭川大学関係者が出席する中で厳粛に執り行われました。協定内容については、協力・連携項目が広範多岐にわたることから包括協定とし、(1)まちづくりに関すること。(2)人材の育成に関すること。(3)教育、文化及びスポーツの振興に関すること。(4)地域活動の活性化に関すること。(5)健康及び福祉の向上並びに子育ての支援に関するこの5項目を協定書に盛り込んでいます。

②具体的な取り組み事例

現在、連携・協力事業を推進するにあたり、東神楽町と旭川大学それぞれに連絡窓口を設置し、相互の連絡調整を行っています。プロジェクトチームで当面実施可能な事業として掲げた柱のうち、今年度の具体的な取り組み内容は、次のとおりです。

(1)大学の教授等を町の事業の講師として招聘

まちづくりの講演会、幼稚園の保護者研修、高齢者大学の健康づくり学習、



▷健康づくり学習の様子

フォーラム

企業や団体の職員研修の講師等として
招聘し、地域住民の高度化・多様化す
る学習ニーズに応えています。

(2)大学の教授等を町の各種審議会・ア
ドバイザー等として委嘱

情報公開・個人情報審査会委員、食
育推進会議委員、子ども・子育て支援
行動計画策定委員会委員、マスコット
キャラクター選考委員会委員等への就
任を依頼し、専門的な見地から意見を
いただいています。

(3)大学の学生との連携・交流
大学や短大の各ゼミの学生が、子育



▷高齢者のサロン活動に参加する学生

て研修会において幼児向けにパネルシ
アターを上演するほか、福祉施設にお
いて高齢者のサロン活動に参加する中
で交流を深めるなど、子どもから高齢
者まで幅広い住民から喜ばれています。

このほか、学生の保育実習の受け入
れやゼミの研究活動の一環として、東
神楽町の魅力のある地域や特色のある
飲食店などを紹介する地域マップを作
成するといった取り組みも始まってい
ます。

③今後の課題

今後の事業展開としては、大学の人
的な資源のみの活用ではなく、
大学が持つ物的な資源や機能を
有効に活用していくことが考え
られます。

例えば、自治体と大学間にお
ける施設の相互利用の可能性も
検討する余地があります。さら
には、自治体だけではなく、町
内の産業団体や企業、地域団体
などの多様な主体との連携を誘
導することで、町の特産品や企
業の商品開発に参画するなど、
大学の研究活動を地域にフィード
バックしていくことも可能で
あると思われます。

現在、東神楽町と旭川大学と
の連携・協力は始まったばかり
であり、今後、広範な分野にお
ける事業が展開されていくこと
になります。さらに活動を深

化させるためには、その有用性をお互
いが認識できることが重要です。

初の試み「地区別まちづくり
計画」策定

①町内7地区ごとの計画を本年度
中に

東神楽町では今年度、道内自治体の
行政計画ではあまり類例の見られない
「地区別まちづくり計画」の策定に取
りかかりました。選挙公約の一つでも
あり、同時に、平成25年度から始まっ
た第8次東神楽町総合計画の施行に際
し、町の自主自立に係る戦略的施策の
一翼を担います。住む人の数はもとよ



△「地区別まちづくり計画」住民と役場職員が議論を交わす様子

り、地域活動の手法や抱える課題が異
なる町内7地区公民館単位に協議検討
の母体を設け、住民と役場職員が対等
な立場で議論を交え協働して計画を立
てよつとの試みです。

これを基盤に、住民自治や協働の視
点の理解の上に立ってまちづくりが推
進されることが期待されるとともに、
総合計画が掲げる主要目標の一つであ
る「連携と協働で築く自主自立のまち」
の実効が図られ、狙い通りまちづくり
の目指す姿が浮き彫りになることを希
望しています。昨年10月に開かれた地
区公民館長会議で、7つの地区に初め
てその全容が下ろされ理解と協力を求
めました。

②ボトムアップ方式で議論を深め
「協働」理念を実践化



△「ワークショップ」の様子

フォーラム

▷「ワークショップ」ひじり野地区



自治体運営の基本となる総合計画の策定では、町内各界の代表や団体各層から選ばれた検討委員会が設けられ、事務局から示された基本方針や論議の基礎となる素案を土台に意見の交換を重ね、住民の声を反映していく仕組みが一般的です。総合計画は、各種計画書が従属する形の行政計画の要で、民主的なルールに則った計画と位置付け

られています。依然として官主導の様態から脱却できていないのも実情である意味、岐路に立たされています。

しかし、今回の「地区別まちづくり計画」の策定では、行政ベースとは逆の流れのボトムアップ方式を採用し、総合計画のビジュアル化と実践化を図ることを重視しました。

同じ自治体でも、地区ごとで成り立ちや歴史が異なり抱える問題も当然違つことから、地域の実状を熟知した住民と中堅町職員が一体となって本音で討議し、総合計画基本構想との整合に配慮しつつ、課題の解決方法や役割分担、目指すべき目標を双方の理解を前提に創りあげていき、教本的性格の総合計画を動かし補完する実践的な効果の発揮を求めていきます。また、計画の策定作業を通じて住民と行政が相互の役割や責任を分担、確認し、まちづくりに有益なことであれば自ら進んで取り組んでいくという具体的な行動段階の内容も盛り込んでいきます。

おわりに

東神楽町と大学との連携は、大学の教授等の知識や大学の機能はもとより、学生の若いエネルギーや斬新なアイデアは、地域の活性化に大きく役立つものと考えています。現在は旭川大学との包括協定を先行させていますが、今後はさらに他の大学や研究機関、民間企業等との連携・協力を視野に入れていきたいと考えています。

また、自治体では昨今、「住民と行政の協働（パートナーシップ）」による「まちづくり」という手法が多用されますが掛け声倒れに陥りやすく、職員、住民それぞれがそうした「協働」の理念の具現化を図っていくための導きと仕掛けは非常に重要で、今回の地区別まちづくり計画にも、その役割を期待しています。

東神楽町長 山本 進



△東神楽町マスコットキャラクター「かぐらっしー」



何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務

【わかち愛】

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)



お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00 (祝日等を除く) (回線がつかまりましたら 目印を押してください。)



その人を信じて、その人に託す。 Meet The Trust Bank



http://www.smtb.jp 三井住友信託銀行 検索

がんばってます、東北！

復興だより



浜まつり恒例の「餅まき」は毎年盛況。大人も子どもも一生懸命

2013年11月23日、晴天に恵まれた「第28回利府町浜まつり」。松島湾に面した浜田漁港の広場で毎年行われている町でも人気の高いイベントです。東日本大震災の影響で、2011年の開催は見送ったものの、2012年からは復活。老若男女が集い、特産の焼きガキに舌鼓を打ったり、恒例の「餅まき」に「喜」憂したり、笑い声が絶えません。今、この地に、誰もが、いつでも集い、飲食を共にし、語り合える場所を作ろうと、町は動き出しています。

町に復興のシンボルを

宮城県利府町りふちょう

地域活性化に必要なものは何か

3・11の震災直後から、町の復興計画は様々な角度から検討されてきました。町を元の姿に戻すだけでなく、むしろ震災を足掛かりにより発展的な復興案はないものかと、町は模索を続けていました。地域活性化には、そのための拠点づくりが必須だと感じ始めていた頃、浜田地区に住む町民の方々から提案がありました。国道45号線沿いに、町には初となる「道の駅」を、それに付随して、マリンレジャー振興のための「海の駅」を作ってはどうか、というものでした。浜田地区の有志が自発的に何度も検討会を開き、2013年9月下旬には、「浜田地区復興まちづくり」に向けた提言書」を鈴木勝雄町長に提出したのです。浜田地区をどうやって発展させていくべきかと、地域住民の目線で話し合われたものでしたから、もちろん鈴木町長からの賛同も得られ、町の震災復興推進室が取りまとめを行うことになりました。



2013年9月24日、鈴木勝雄町長に町民から提言書が手渡された

続かなければ意味がない

町初の「道の駅・海の駅」を復興のシンボルにしよう」とその位置づけがなされました。観光振興、漁業の再興、地域活性化のための拠点、地区の特性を生かした施設とするべく、あらゆるリサーチを進めています。国道45号線の交通量や隣接する松島への観光客数やその動向など、事業として採算が取れるかなども含め、リサーチの結果はどれも期待を寄せるに値するものです。今後、基本計画などを策定する予定ですが、面積や建物、どんな業種を受け入れるかなど、検討材料は山積しています。町民にとつての憩いの場になることも重要ですが、町や浜田地区の特性を打ち出し、右肩上がりで見光客を呼び込める施設にしていかなければ、意味がないと

町は考えています。

たくさん笑顔が集まる場所に

「道の駅・海の駅」の建設開始、そして完成まで、まだまだ時間がかります。それでも、町の将来を考え、地域の未来を思い描きながら、この事業に取り組みめることに誰もが希望を抱き、幸福を感じています。「震災復興」を超え、新たなまちづくりの大きな一歩となる「道の駅・海の駅」。町民にとつて、「大切な場所」となっていけるよう、取り組みを進めています。



穏やかな浜田漁港。マリンレジャーの新拠点として発展させたい

随 想

再生可能エネルギーの町の
創造に向けて

岩手県軽米町長 山本 賢一



軽米町は岩手県北端部に位置し、青森県と隣接する人口約10、200人余りの町です。総面積は245平方キロメートルで耕地面積が約15%、山林原野が約8割を占め、平均200〜300メートルの標高地帯に大半の集落、田畑が集中している農林畜産業を中心とした農山村です。北上山地の北端部にあたる自然豊かな丘陵地に囲まれ、少雨寒冷な風土ややませによる冷涼な気候に適した、雑穀やホウレンソウなどの農産物の栽培が盛んです。

当町では毎年春に、雪谷川ダムフォレストパーク・軽米で「森と水とチューリップフェスティバル」が開催され、約15万本のチューリップが色とりどりに咲き誇ります。フォレストパーク・軽米のチューリップは、岩手県内をはじめ青森県などからも毎年多くの観光客が訪れる、当町を代表する観光資源です。また、町の総合運動施設ハートフル・スポーツランドには、約14、000平方メートルを超える

敷地に町と町民有志によってシバザクラが植栽されており、初夏には見事なピンクや白のじゅうたんとなって訪れる人の目を惹かせています。さらに、雪解けから春先の時季にかけて、町周辺の山林地帯を中心に花を咲かせるミズバショウやカタクリ、晩夏から秋にかけては、町の特産品である雑穀やソバが、実りの季節を前に可憐な花を咲かせます。季節ごとに咲く花々と農村風景を生かした美しい景観形成によるまちづくりを進めています。

軽米の農業は旧来より自給的主穀式畑経営が営まれ、やませとの戦いの歴史でもありました。江戸時代後期に「軽邑耕作抄」という優れた農書を残された淵澤圓石衛門氏等の実学的・体験学的な実践により、ひえ・小麦・間作大豆の二年三毛作がすでに当時から登場し、食糧・飼料・肥料の自給、自力維持、省力労働配分など、極めて優れた「自給型輪作」を実践してきた土地でもあります。近年は地域循環型農業を

奨励、低炭素化社会の実現に向けた環境にやさしい農業を推進しています。また特産品の雑穀のほか、町内肥育の肉牛生産などで「かるまいブランド」の確立に取り組んでおり、農業のみならず、商工業・観光業と連携し、良質な特産品を全国に発信しています。

私は現在、町長に就任して3期目後半に入りました。就任当初、合併が自立かの選択に迫られ、自立を選択し持続可能な町づくりを目指し、行財政改革を積極的に推進して参りました。職員定数の適正化、事務経費等の徹底した効率化などに取り組んだ結果、平成20年度には実質黒字に転換致しました。

協働参画の町を掲げ、少子高齢化対策、町の活性化対策等に積極的に取り組み、少子化対策では、子育て世代の経済的負担の軽減を図って参りました。まず、第二子以降の保育料の無料化、そして平成23年度から第一子についても原則半額、中学校3年生までの医療費無料化、各種ワクチン接種の補助、また平成25年度から、小中高校生の給食費の3分の1助成、そして高校生の通学費助成も実施してきたところであり、今後とも更なる充実に努めて参りたいと考えております。さらに、教育環境の充実を図るため、2つの小学校の新築と武道館、新競技施設の整備等教育環境の整備を進めてきたところであります。

また、協働参画の町を目指し、ユニークのケアドー事業や平成23年度から地域活動交付金を行政区単位に配分し、「地域づくりはまちづくり」を掲げ、地域住民の自主的・主体的な活動を支援しているところであり、また農業が基幹産業であるわが町は、飼料用米の取り組みを早くから実施、国の減反政策の中での飼料用米の取り組みを推進しており、生産される米やわらは、牛や養鶏の飼料などに利用し、糞尿は、飼料用米生産の堆肥として利用するという循環型農業に取り組んでおり、作付面積も拡大しております。

これまで地域の特性を活かした企業誘致を推進しているところでありますが、地域の主要な産業であるブローラー生産に関連した鶏糞バイオマス発電施設や、丘陵な地形を活用した太陽光発電施設の誘致など、再生可能エネルギー生産施設の導入を関係者の皆様のご協力の下に積極的に推進して参りたいと考えております。特に今後予定されている電力小売り自由化や発送電分離などに対応した新しい取り組みとして、再生可能エネルギーを核とした首都圏消費者等との交流などを通じて、町の活性化を図るとともに、再生可能エネルギーの町の創造に向けて取り組んで参りたいと考えております。